

## 刈谷市総合計画審議会条例

(昭和 39 年 4 月 1 日条例 13 号)

改正 平成 3 年 10 月 1 日条例第 24 号

平成 13 年 3 月 30 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 の規定に基づき、刈谷市総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため刈谷市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 公共的団体の役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 地域を代表する者
- (6) 市内に住所を有する者

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市長の定める機関が行う。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(刈谷市新市建設審議会条例の廃止)

2 刈谷市新市建設審議会条例（昭和34年条例第14号）は、廃止する。

附 則（平成3年10月1日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第3号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。